

フィッシング詐欺～警察の相談窓口に連絡を～

内容

携帯会社から私の携帯が不正アクセスされているとのメールが届いた。ユーザーIDとパスワードの変更が必要とあり、変更手続きのURLをタップすると携帯会社のホームページにつながり、指示に従って手続きを行った。後日、携帯会社から高額な利用をしていると連絡があったので確認すると、何かのチケット12万円が契約されていた。携帯会社に覚えのない契約と言っても「チケット業者と話し合ってください」と言うばかりだ。どうすればいいか。(30代、男性)

消費生活センターからのアドバイス。

フィッシング詐欺は、金融機関や電話会社などを装ってパソコンやスマートフォンにメールが送られてきます。利用している業者からと思い込み記載されたアドレスにアクセスすると、本物そっくりで作られた偽のホームページが出てきて、個人の重要な金融情報(クレジットカード番号、ユーザーID、パスワード等)を入力させられ、その情報を使ってお金をだまし取ります。

個人の金融情報に基づき正規の手続きで契約が行われていれば、被害回復は非常に困難になり、事例のケースも、「本人しか知り得ない情報で手続きされている」と解約には応じてもらえません。

個人の金融情報の入力が必要なメールに対しては、メールを送信した企業の相談窓口を自分で調べて問い合わせるなど注意し、被害にあった場合や、偽のメールやホームページを見つけたらすぐに警察のサイバー犯罪相談窓口に連絡しましょう。情報提供により被害の拡大防止につながります。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター (095-829-1234)	対馬市消費生活相談所 (0920-52-8322)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	壱岐市消費生活センター (0920-48-1135)
島原市消費生活センター (0957-62-9100)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	西海市消費生活センター (0959-37-0145)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
平戸市消費生活センター (0950-22-4222)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
松浦市消費生活センター (0956-72-1861)	

各町にも相談窓口があります